

トライアル雇用奨励金

平成 27 年 4 月 10 日改正

ハローワーク等の紹介により未経験の者等を試験的に雇用する場合受給できます。

＜チェック項目＞

- ☑ 雇用保険に加入している会社
- ☑ 「ハローワーク等の紹介」により下記のトライアル対象者を試験的に雇用する会社
- ☑ 採用日前後 6 ヶ月間に、会社都合により離職させていない会社

対象者かどうかは、ハローワーク等が判断します
もしかしてと思ったら確認してみましょう！

トライアルの対象者ってどんなひと？

- ・ 就労経験のない職種または業務に就くことを希望する者
- ・ 学校卒業後 3 年以内で、卒業後、安定した職業に就いていない
- ・ 離転職を繰り返している者（過去 2 年以内で 2 回以上離転職）
- ・ 直近で 1 年を超えて離職している者
- ・ 妊娠、出産、育児を理由に離職し、安定した職業に就いていない
期間が 1 年を超えている者
- ・ 母子家庭の母等 ・ 父子家庭の父 ・ 季節労働者
- ・ 日雇労働者 ・ ホームレス ・ 生活保護受給者 など

トライアル対象者を雇ったら 2 週間以内に計画書を提出！

助成額

4万円×最大3ヶ月＝12万円

※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人につき月額5万円

H27. 4. 10
拡充！

拡充しました！
金額は小さいけど、利用勝手の良さは一番！



☆ 詳細は担当までお尋ね下さい ☆

© 2009-2015 日本社会保険労務士法人 All Rights Reserved